

# 第2次三股町男女共同参画プラン(改訂版)

## 概要版

(計画期間:令和4年度~令和6年度)



令和4年3月

宮崎県 三股町



## 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、本町は平成 13 年度に「第 1 次三股町男女共同参画プラン」を策定しました。また、平成 26 年には「三股町男女共同参画推進条例」の施行、三股町 DV 防止基本計画を含む「第 2 次三股町男女共同参画プラン」を策定し、本町の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

第 2 次三股町男女共同参画プラン（改訂版）では、平成 27（2015）年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）も踏まえ、男女が互いに尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させる計画として策定しました。

## 計画期間

第 2 次三股町男女共同参画プラン（改訂版）の計画期間は、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間とします。

## 基本理念

第 2 次三股町男女共同参画プラン（改訂版）では、「三股町男女共同参画推進条例」に定める基本理念に基づき、町と町民、事業者があらゆる分野で男女共同参画の意識や視点を持ち、一人ひとりが自身の能力を活用しながら、男女が対等な社会の構成員として互いに認め合い、支え合う社会を目指します。

1. すべての人の人権尊重
2. 社会の制度又は慣行についての配慮
3. 政策及び方針決定に参画する機会の確保
4. 多様な活動に参画する機会の配慮
5. 教育及び学習機会の確保
6. 性の相互理解と生涯にわたる健康への配慮
7. 国際理解及び国際協力への配慮

三股町男女共同参画推進条例第 3 条の要約

## 基本目標

第 2 次三股町男女共同参画プラン（改訂版）は、第 2 次三股町男女共同参画プランの 5 つの基本目標を継承して取り組んでいきます。

- I 男女共同参画社会に向けた意識づくり（三股町女性活躍推進計画）
- II 男女がともに個性と能力を発揮できる地域づくり（三股町女性活躍推進計画）
- III 男女がともに活躍できる環境づくり（三股町女性活躍推進計画）
- IV 誰もが安心して暮らせるまちづくり
- V 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり（三股町 DV 防止基本計画）



## 基本理念

1. すべての人の人権尊重
2. 社会の制度又は慣行についての配慮
3. 政策及び方針決定に参画する機会の確保
4. 多様な活動に参画する機会の配慮
5. 教育及び学習機会の確保
6. 性の相互理解と生涯にわたる健康への配慮
7. 国際理解及び国際協力への配慮



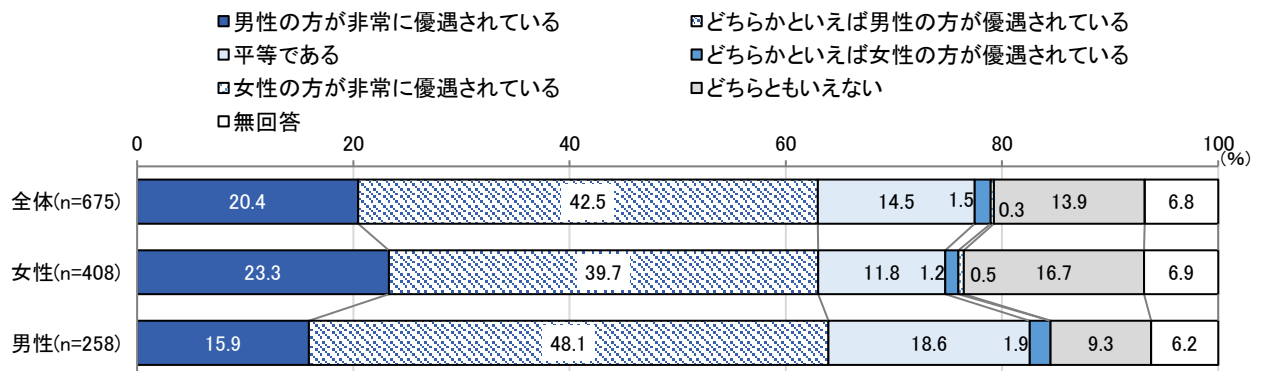
基本目標	重点分野	施策の方向
I 男女共同参画社会に向けた意識づくり(三股町女性活躍推進計画)	1. 男女共同参画の理解の推進	①男女共同参画の意識啓発 ②男女共同参画の視点に立った社会通念・慣習の見直し ③国際理解・協力の推進
	2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	④男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の拡充
II 男女がともに個性と能力を発揮できる地域づくり(三股町女性活躍推進計画)	1. 政策・方針決定の場への女性参画の推進	⑤政策・方針決定過程への女性参画の拡大 ⑥女性のチャレンジ支援 ⑦女性人材の育成・確保
	2. 地域における男女共同参画の促進	⑧地域活動における男女共同参画の促進 ⑨防災分野における男女共同参画の促進
III 男女がともに活躍できる環境づくり(三股町女性活躍推進計画)	1. 就業環境の整備	⑩就業条件及び環境の整備 ⑪職場における男女間格差の解消 ⑫農畜産業・商工自営業で働く女性の就業環境の整備
	2. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進	⑬仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発 ⑭事業所・企業等のワーク・ライフ・バランスの推進
	3. 子育て及び介護支援の充実	⑮子育て支援の充実 ⑯介護支援の充実
	4. 家庭・地域における男女共同参画の推進	⑰男性の子育て・介護・地域活動等への参加の促進
IV 誰もが安心して暮らせるまちづくり	1. すべての人が暮らしやすい環境の整備	⑱高齢者・障がい者等の生活や社会参画に対する支援 ⑲ひとり親家庭等に対する支援 ⑳困難な状況に置かれている家庭への相談・支援
	2. 生涯にわたる健康の支援	㉑生涯を通じた健康の保持・増進対策の推進 ㉒性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援 ㉓各種健康診断の充実
V 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり(三股町DV防止基本計画)	1. 配偶者等からの暴力(DV)の防止	㉔配偶者等に対する暴力根絶に向けた啓発活動 ㉕ハラスメントやストーーカー対策の推進
	2. DV被害者への支援	㉖相談・支援体制の充実 ㉗女性・パートナー、子ども等に対するあらゆる暴力防止の取り組みの推進

(1) 重点分野1 男女共同参画の理解の推進

家庭・学校・職場・地域等における男女共同参画への意識改革は徐々に進んできていますが、性別による固定的役割分担意識や、地域の慣習・しきたりは根強く残っていて、真の男女平等には達していない状況です。

男女共同参画の視点に立った固定的役割分担意識の解消や地域の慣習・しきたりの見直しなど、男女共同参画社会の意義と責任についての意識づくりを推進します。

男女平等意識「社会通念・慣習・しきたりなど」



【施策】

- ①男女共同参画の意識啓発
- ②男女共同参画の視点に立った社会通念・慣習の見直し
- ③国際理解・協力の推進

(2) 重点分野2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

社会的・文化的につくられた性差(ジェンダー)による差別や固定的性別役割分担意識や価値観の形成は、子どもの頃の家族の考え方や学校教育、地域の慣習・しきたりなどが大きな影響を及ぼします。

次代を担う子ども達が、男女共同参画の理解を深め、個性と能力を発揮できるように男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

また、家庭教育、社会教育等すべての場において、男女共同参画の実現に向けた学習を推進します。



ジェンダーって何

ジェンダーとは、「男性だから～ 女性だから～」など社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」のこと。

【施策】

- ④男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の拡充

## (1) 重点分野1 施策・方針決定の場への女性参画の推進

男女共同参画社会を築いていくためには、政策・方針決定の場に女性が参画することが大切ですが、現実には、町議会議員、様々な会議の委員、自治会代表など依然として女性が少ない状況です。

女性の能力や意欲を高めるために人材育成、女性のチャレンジ支援など、女性が様々な分野で活躍できる環境を整えていきます。

三股町と宮崎県の審議会等委員の女性委員割合（単位：％）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
宮崎県	—	22.3	22.7	22.9	24.2
三股町	18.3	17.2	21.4	20.4	18.9

資料：内閣府女性参画状況見える化マップ、宮崎県男女共同参画マップ（各年度版）

## 【施策】

⑤政策・方針決定過程への女性参画の拡大 ⑥女性のチャレンジ支援 ⑦女性人材の育成・確保

## (2) 重点分野2 地域における男女共同参画の促進

少子高齢化の進行、社会情勢の変化などにより、地域（自治公民館）が抱える課題はより多様化・複雑化してきています。

このような状況に対応するためには、性別による固定的な役割分担、地域の慣習やしきたりなどとらわれず、男女が共に平等なパートナーとして地域づくりに参画することが大切です。

また、東日本大震災を契機に、防災の面からも、自治会や集落等の地域活動の重要性、役割が改めて見直されています。

地域が抱える課題を解決するためには、行政による取り組みだけでは難しい状況です。

今後、だれもが安心して暮らせるまちづくりのために、多様なニーズや意見に配慮した地域づくりや地域防災力の強化を進めます。

## 【施策】

⑧地域活動における男女共同参画の促進  
⑨防災分野における男女共同参画の促進



## (1) 重点分野1 就業環境の整備

就業は、町民生活の経済的基盤を形成するもので、働く人が生きがいを感じ、達成感を得られるなど自己実現につながるため、男女共同参画社会の実現には重要な分野です。

就業する産業（農畜産業、商工業、サービス業など）や就業形態（自営、サラリーマン等）が異なっていたとしても、個人の能力に応じた処遇改善や労働条件の整備などが求められ、多様な働き方が選択できる社会の実現に向けた啓発に取り組みます。

## 【施策】

- ⑩就業条件及び環境の整備 ⑪職場における男女間格差の解消
- ⑫農畜産業・商工自営業で働く女性の就業環境の整備

## (2) 重点分野2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要となるため、一人ひとりの意識改革に向けて、地域、事業所等の啓発を推進します。



## 【施策】

- ⑬仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発
- ⑭事業所・企業等のワーク・ライフ・バランスの推進

## (3) 重点分野3 子育て及び介護支援の充実



これまで、子育てや介護は女性が担うものと考えられがちでしたが、核家族・高齢化社会の進行に対応するためには、男女がともに協力して負担を分かち合っていくことが必要です。

行政においても、仕事と生活の調和を推進する観点から、家庭における子育てや介護の負担感を軽減するために、多様なニーズに対応した支援に取り組めます。

## 【施策】

- ⑮子育て支援の充実 ⑯介護支援の充実

## (4) 重点分野4 家庭・地域における男女共同参画の推進

地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。

## 【施策】

- ⑰男性の子育て・介護・地域活動等への参加の促進

## 基本目標Ⅳ

### 誰もが安心して暮らせるまちづくり

#### (1) 重点分野1 すべての人が暮らしやすい環境の整備

高齢者、障がい者、ひとり親、性的マイノリティなどの人たちも安心して暮らせる社会を実現するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援を行います。

##### 【施策】

- ⑩高齢者・障がい者等の生活や社会参画に対する支援
- ⑪ひとり親家庭等に対する支援
- ⑫困難な状況に置かれている家庭への相談・支援

#### (2) 重点分野2 生涯にわたる健康の支援

男女が共に生涯にわたり心身ともに健康であることや、互いの身体的性差を理解しあっていくことは、男女共同参画社会を形成していく上での基本的な条件であり、男女が互いを尊重し、生涯にわたり健やかに暮らすことができるよう、健康づくりを総合的に推進します。

##### 【施策】

- ⑬生涯を通じた健康の保持・増進対策の推進
- ⑭性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援
- ⑮各種健康診断の充実

## 基本目標Ⅴ

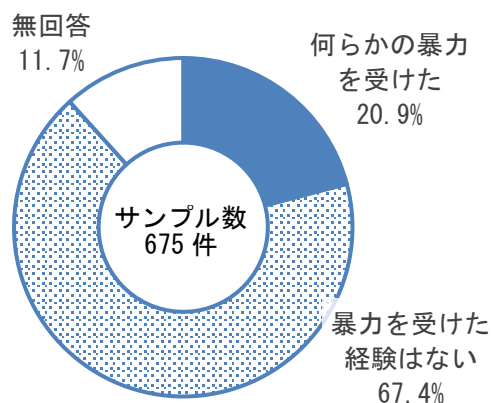
### 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり

#### (三股町DV防止基本計画)

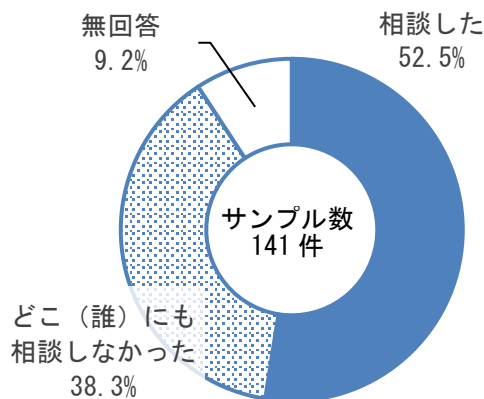
#### (1) 重点分野1 配偶者等からの暴力(DV)の防止

DVはごく一部の問題ではありません。パートナーに対する暴力を根絶するため、町民一人ひとりが、DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等についての関心を深め、暴力の防止に取り組む必要があります。

配偶者からの暴力の有無(三股町)



暴力の相談の有無(三股町)



資料：町民アンケート調査

##### 【施策】

- ⑯配偶者等に対する暴力根絶に向けた啓発活動
- ⑰ハラスメントやストーカー対策の推進

## (2) 重点分野2 DV被害者への支援

DVはこれまで単なる夫婦げんかとして扱われるなど、夫婦間の問題、家庭内の問題として見逃され、表面化した際には深刻化しているケースもあります。

また、DVは家庭内で行われることが多く、発見することが困難であり、相談や支援を求めず家庭内で問題を抱え込んでしまう被害者が少なくありません。

関係機関と協力し、暴力を受けた方が相談しやすい体制整備、相談窓口の積極的な周知に努めます。



### 【施策】

②6相談・支援体制の充実 ②7女性・パートナー、子ども等に対するあらゆる暴力防止の取り組みの推進

#### 配偶者等や恋人からの暴力に関する相談窓口

相談機関	電話番号
DV相談ナビ	#8008 (全国共通の電話番号)
宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	0985-22-3858
警察相談専用電話	#9110
宮崎県男女共同参画センター 相談室	0985-60-1822
法務省 (女性の人権ホットライン)	0570-070-810
性暴力被害者支援センター さぼーとねっと宮崎	0985-38-8300
三股町女性相談所	0986-52-0999
三股町役場 総務課 行政係	0985-52-1112

## 成果指標一覧

第2次三股町男女共同参画プラン(改訂版)の進捗状況について、下記の指標を基に計画の管理を行います。

区分	指標内容	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
基本目標Ⅰ	男女共同参画に関する講座の参加者数	0人	60人
	広報紙への男女共同関連記事掲載数	1回	2回
基本目標Ⅱ	審議会等に占める女性委員の割合	17.8%	40%以上
	町職員の課長相当職に占める女性の割合	7.1%	14%以上
	女性防災士数	38人	60人
基本目標Ⅲ	家族経営協定数	5人	6人
	町職員の育児休業取得率 (うち男性職員の取得率)	0%	20%
基本目標Ⅳ	乳がん検診受診率	12.7%	50%
	子宮がん検診受診率	9.6%	50%
基本目標Ⅴ	DVに対する相談窓口周知回数	1回	月1回程度
	町職員のハラスメントに対する研修回数	0回	1回

### 第2次三股町男女共同参画プラン(改訂版)概要版

発行 令和4年3月

企画・編集 三股町役場総務課 行政係

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

TEL 0986-52-1112 (直通) FAX 0986-52-4944

